東 吾 妻 町 耐 震 改 修 促 進 計 画
（２０２２－２０２６）

令和４年３月

東　吾　妻　町

目　次

第１章 計画策定の背景と目的等 2
1-1 計画策定の背景 2
1-2 計画の位置づけ 6
1-3 計画の目的 8
1-4 計画期間 8
1-5 対象建築物 9

第２章 想定される地震の規模、被害の状況 12
2-1 直近地震の震度と被害状況 12
2-2 想定される地震の規模 13
2-3 本町の揺れやすさ 17
2-4 想定される被害の状況 18

第３章 住宅・建築物の耐震化の目標 22
3-1 既存建築物の耐震化の現状 22
3-2 耐震化の目標設定 26

第４章 耐震化を促進するための総合的な取り組み 30
4-1 住宅・建築物の耐震化への基本的な取組方針 30
4-2 耐震化を図るための支援策の概要 31
4-3 地震時の総合的な安全対策 34
4-4 空家対策の推進 36
4-5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定 37
4-6 重点的に耐震化すべき区域の設定 37
4-7 地震発生時に通行を確保すべき道路の選定 39
4-8 避難路沿道建築物の耐震化 40
4-9 ブロック塀等、その他の安全確保対策に関する取り組み 41
4-10 緊急輸送道路沿道調査の実施 41

第５章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項 43
5-1 相談体制の整備及び情報提供の充実 43
5-2 リフォームに合わせた耐震改修の誘導 43
5-3 自主防災組織等との連携・取組支援 43
5-4 その他建築物の耐震化に関し必要な事項 43

第６章 その他耐震化の促進に必要な事項 45
6-1 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等 45
6-2 所管行政庁との連携に関する事項 46
6-3 庁内での推進体制の確立 46
6-4 関係団体との協働による推進体制の確立 46

第１章　計画策定の背景と目的等

第１章　計画策定の背景と目的等

１-１　計画策定の背景

（１）　「東吾妻町耐震改修促進計画」の策定

本町おいては、「建築物の耐震改修の促進に関する法律※1（以下「耐震改修促進法」という。）が、平成１８年１月２６日に改正施行されたことに基づき、平成２１年３月に「東吾妻町耐震改修促進計画」を策定しました。

続いて、平成２５年１１月２５日の改正施行に伴い、平成２９年３月に改定版を策定し、町内の耐震性に欠ける建築物における耐震改修促進に努めていますが、今回、５年間の見直しと同時に、平成３１年１月に同法施行令が改正されたことから、再度改定を行うこととなりました。

（２）　東日本大震災※2の発生

平成２３年３月１１日に、東北三陸沖を震源とした、東日本大震災が発生し、死者・行方不明者が２万人を超える大きな震災となりました。

震源地から離れた本町においても地震災害の怖さを経験しました。県内の被害の状況※3は、人的被害について、死者１名、重傷者１４名、軽傷者２７名の計４２名でありました。

また、住家被害については、半壊７棟、一部破損１７，２４６棟の計１７，２５３棟でありました。

表１に示す、群馬県内市町村別住家被害一覧において、震源地寄りの東毛地区周辺において、被害が大きかったことが分かります。

本町においては、住家被害が１５棟でした。

※１：建築物の耐震改修の促進に関する法律は、平成７年に発生した阪神・淡路大震災の教訓から平成７年１２月２５日に施行された法律。

※２：東日本大震災は、東北地方大震災とそれに伴って発生した津波、及びその後の余震により引き起こされた大規模地震災害。震源域は、広大で、地震の規模は、マグニチュード９．０であり、発生時点において、日本周辺における観測史上最大の地震。

※３：群馬県がまとめた「東日本大震災に関する記録」に拠る。

表１　群馬県内市町村別住家被害一覧（平成24年3月11日現在）

市町村	人的被害			住家被害	
	死者	重傷者	軽傷者	半壊	一部破損
前橋市			1		２，２１１
高崎市		2	4	2	１，１９４
桐生市			1	2	２，７３９
伊勢崎市		4	2		２，７０６
太田市		1	１０		２，４７３
沼田市			1		５６
館林市	1		1		９９０
渋川市		1	1	1	７４０
藤岡市					５８
富岡市		3	1		１７
安中市		2			１３９
みどり市					１７９
榛東村					１３
吉岡町		1			4
甘楽町					2
中之条町			1		2
草津町			1		
高山村					5
東吾妻町					１５
片品村					4
川場村					5
昭和村					９３
玉村町					５１
板倉町			1		２４３
明和町					４８１
千代田町					４９４
大泉町				2	１，１２２
邑楽町			2		１，２１０
計	1	１４	２７	7	１７，２４６

（３）　大阪府北部地震の発生

平成３０年６月１８日に、大阪府北部を震源とした、大阪府北部地震が発生し、死者が６人で、うち２人が小学校や住宅のブロック塀の倒壊によるものでした。

このブロック塀の倒壊事故を受け、文部科学省は学校における組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀」という。）の安全点検等について、取り組みを促す通知を全国の教育委員会等に発出しました。

また、国土交通省は、「ブロック塀等の点検のチェックポイント」を公表し、地方公共団体に対し、塀の所有者等に向けた注意喚起の依頼等を行いました。

過去にも、昭和５３年６月の宮城県沖地震をはじめとして、ブロック塀等の倒壊による死亡事故が発生していることや、ブロック塀等が倒壊すると避難や救護活動のための道路の通行に支障を来すことから、倒壊のおそれのあるブロック塀等の安全確保対策が必要です。

このことにより、本町においては、緊急輸送道路（第一次～第三次）沿道のブロック塀等の現地調査を行いました。

（４）　耐震改修促進法の改正

法施行１０年経過を受け、平成１８年１月１６日に、数値目標を盛り込んだ計画の作成を都道府県に義務付けした改正法が施行※4されました。

さらに、未曾有の東日本大震災を受け、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付けなど、耐震化促進のための制度を強化するとともに、耐震改修計画の認定基準の緩和など建築物の耐震化の円滑な促進を図るため、耐震改修促進法が、平成２５年１１月２５日に改正施行※5、さらに緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の項目に組積造の塀が追加された同法施行令が、平成３１年１月に改正されました。

（５）　「群馬県耐震改修促進計画」の見直し

群馬県は、近年発生した大地震による被害の発生及び耐震改修促進法の改正を受けて、平成１９年１月に策定した「群馬県耐震改修促進計画」を平成２８年１１月に「群馬県耐震改修促進計画（２０１６－２０２０）」として改定し、令和３年４月には「群馬県耐震改修促進計画（２０２１－２０２５）として改定しました。

（６）　「東吾妻町耐震改修促進計画」の改定

本町では、耐震改修促進法の改正及び「群馬県耐震改修促進計画（２０１６―２０２０）」の改定を受け、「東吾妻町耐震改修促進計画」を平成２９年３月に改定しましたが、同法施行令の改正及び「群馬県耐震改修促進計画２０２１―２０２５」の改定に伴い、「東吾妻町耐震改修促進計画（２０２２―２０２６）」に改定するものです。

※４：耐震改修促進法の改正では、「特定建築物の所有者は、建築物が現行の耐震基準と同等以上の耐震性能を確保するよう耐震診断や改修に努めることが求められる」ことを規定。

※５：耐震改修促進法の改正では、「大規模建築物等に係る耐震診断結果報告の義務付け」「耐震改修の円滑化のための新制度」を規定。

1-2　計画の位置づけ

（１）　根拠法等

本計画は、建築物の耐震化を強力に促進するため、平成７年１２月２５日に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）を根拠法としています。

また、同法を受けて策定された「群馬県耐震改修促進計画」に準拠しています。

（２）　関連計画

本町の最上位計画である「東吾妻町第２次総合計画」（平成３０～令和９年度）（平成３０年７月策定）との整合性を図ります。

また、防災に関する計画として、「東吾妻町地域防災計画」（平成２７年３月策定）及び「東吾妻町国土強靭化地域計画」（令和４年３月策定）との整合を図ります。

また、今年度策定された「東吾妻町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」と連動させます。

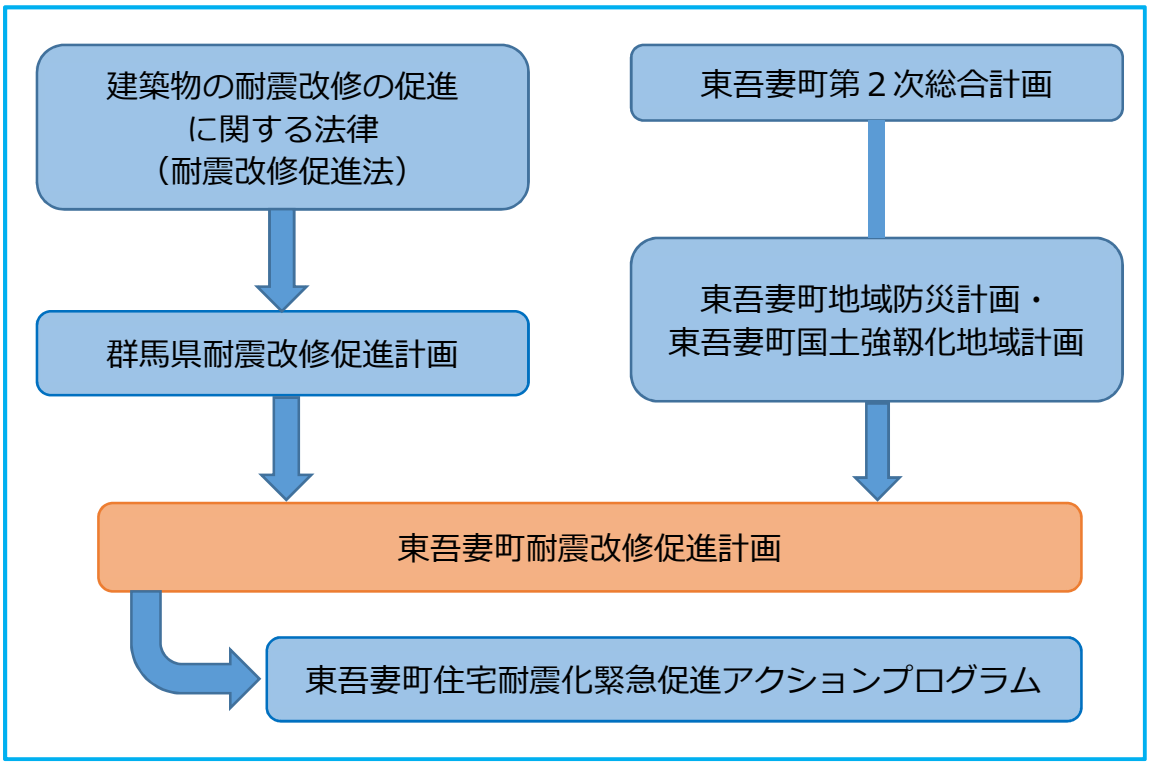

図１　計画の位置づけ

本計画では、平成２７年９月に国連サミットにおいて全会一致で採択された「ＳＤＧｓ」（持続可能な開発目標）について、群馬県が発信している「ぐんまＳＤＧｓイニシアティブ」（図２）に沿い、図３のとおりＳＤＧｓの達成に資する取り組みとして推進していきます。

図２　ぐんまＳＤＧｓイニシアティブ

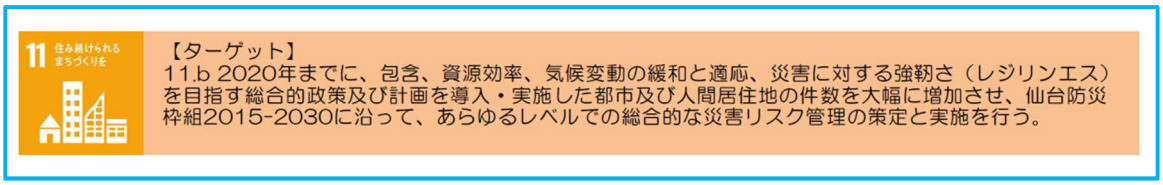

図３　本計画が関連するＳＤＧｓとターゲット

1-3　計画の目的

（1）　計画の目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生活を守るため、建築物の耐震改修を促進し、地震に対する安全性を高めることを目的とします。

また、国及び県の耐震化率の目標、本町で想定される地震の規模及び被害並びに耐震化の現状等を踏まえた具体的な目標を定め、これまでの耐震改修促進計画よりも強力に耐震化の促進に取り組みます。

«地震による建築物の倒壊等から町民の命と財産を守る»

（2）　対象地域

東吾妻町全域

1-4　計画期間

本計画の期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間とします。

なお、社会情勢の変化や事業進捗状況等を勘案し、定期的に計画内容を検証し、必要に応じ適宜、目標や計画内容を見直すこととします。

1-5　対象建築物

本計画の耐震化を図るべき対象建築物は、表２の建築物のうち、耐震性能を有しないものとします。

特定建築物のうち、耐震性能を有しないものは、耐震改修促進法では「特定既存耐震不適格建築物」とされます。

特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧を表３に示します。

なお、本町においては、法附則第３条に定める要緊急安全確認大規模建築物の耐震化は、完了しています。

また、法第７条に定める要安全確認計画記載建築物はありません。

表２　対象建築物

種類	内容
住宅	①　戸建て住宅 ②　共同住宅
特定建築物	次に示す一定規模以上の建築物 ①　多数の者が利用する建築物 ②　被災することにより、甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 ③　地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物
公共建築物 （町有建築物）	被災時の活動拠点や広域的な重要施設を中心として、全公共建築物

表３　特定既存耐震不適格建築物一覧

（耐震改修促進法第14条、第15条、附則第3条）

用途		特定建築物の要件（法第14条）	指示対象となる建築物の要件（法第15条）	耐震診断義務付け対象建築物の要件（附則第3条）
多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上 かつ1,000㎡以上	階数1以上 かつ2,000㎡以上	階数1以上 かつ5,000㎡以上
	病院、診療所	階数3以上 かつ1,000㎡以上	階数3以上 かつ2,000㎡以上	階数3以上 かつ5,000㎡以上
	集会場、公会堂			
	郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物			
	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上 かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上 かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上 かつ3,000㎡以上 ＊屋内運動場の面積を含む
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上 かつ1,000㎡以上	階数2以上 かつ2,000㎡以上	階数2以上 かつ1,500㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
	幼稚園、保育所	階数2以上 かつ500㎡以上	階数2以上 かつ750㎡以上	階数2以上 かつ1,500㎡以上
	ホテル、旅館	階数3以上 かつ1,000㎡以上	階数3以上 かつ2,000㎡以上	階数3以上 かつ5,000㎡以上
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿			
	2.で掲げた学校以外の学校			
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上 かつ2,000㎡以上	階数3以上 かつ5,000㎡以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	展示場			
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
	博物館、美術館、図書館			
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
	卸売市場			
	事務所			
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)			
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上 かつ2,000㎡以上	階数3以上 かつ5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上＊敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る。
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物（建物に附属するブロック塀等を含む）	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物（建物に附属するブロック塀等を含む）
防災拠点である建築物				県の耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対応対策に必要な施設等の建築物

第２章　想定される地震の規模、被害の状況

第２章　想定される地震の規模、被害の状況

２-１　直近地震の震度と被害状況

群馬県内においては、過去に多くの地震被害を経験しています。

最も大きなものは「西埼玉地震」で、最寄りの渋川市（当時渋川町）が震度６を記録しました。

直近では、平成２３年３月１１日に発生した「東北地方太平洋沖地震」（東日本大震災）により、県内では、住宅の一部破損が１７，２４６棟ありました。

また、本町では、震度４を記録しました。

西埼玉地震及び東北地方太平洋沖地震の震度と県内被害一覧は、表４のとおりです。

表４　西埼玉地震・東北地方太平洋沖地震の震度と県内被害一覧

発生年月日	地震名 （震源）	規模 (ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ)	震度	県内の主な被害状況
1931．9．21 （昭和6年）	西埼玉地震 （埼玉県北部）	6.9	高崎・渋川・五料：6 前橋：5	死者：5人、負傷者：55人 家屋全壊：166戸、 半壊：1，769戸
2011．3．11 （平成23年）	平成23年 （2011年） 東北地方太平洋沖地震 （三陸沖）	9	桐生：6弱 邑楽・明和・大泉・沼田白沢・渋川赤城・千代田・高崎・ 桐生新里・太田・前橋富士見：5強 前橋粕川・桐生・桐生黒保根・ 伊勢崎西久保・館林・吉岡・ 前橋堀越・伊勢崎境・太田新田・ 太田大原・沼田・沼田利根・中之条・ 伊勢崎・渋川吹屋・板倉・安中・ みどり・渋川伊香保：5弱 高崎新町・渋川北橘・玉村・ みどり大間々・片品・前橋・高崎箕郷・ 高崎足門・渋川・榛東・東吾妻本宿・ 高崎吉井・甘楽・東吾妻原町・昭和・ 富岡妙義・高山・みなかみ・ 高崎下室田・神流・みどり東・草津・ 片品・富岡・藤岡鬼石・嬬恋・ 安中松井田・みなかみ後閑・ 高崎倉渕・中之条日影・ みなかみ布施・上野：4	死者：1人、負傷者：41人 家屋半壊：7棟、 一部破損：17，246棟

（出典：群馬県地域防災計画及び消防庁東日本大震災記録集）

2-2　想定される地震の規模

本町で想定される地震の規模は、平成２１年３月策定の『東吾妻町耐震改修促進計画』では、沼田市付近の柏崎―銚子構造線で発生する「県北部地震」としていますが、本計画では、東北地方太平洋沖地震以降に見直された群馬県地震被害想定調査報告書※6で群馬県に大きな被害を及ぼす可能性のある「関東平野北西縁断層帯主部による地震」、「太田断層による地震」及び「片品川左岸断層による地震」とします。

地震の規模を想定する上で重要な県内の三つの想定断層（帯）の地表分布は、図４に示すとおりです。

その中でも、本町に最も大きな影響を及ぼすと想定されるものは、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」で、図５に示すとおり、最大予想震度５弱～６弱です。

※6：群馬県地震被害想定調査報告書は、平成２４年６月に群馬県が、想定地震の位置や規模の見直しをはじめ、国等が行った地震被害調査等によって明らかになった点及び強振動・被害予測手法等に関する最新の知見、技術を用い、被害想定手法の見直しを行ったもの。

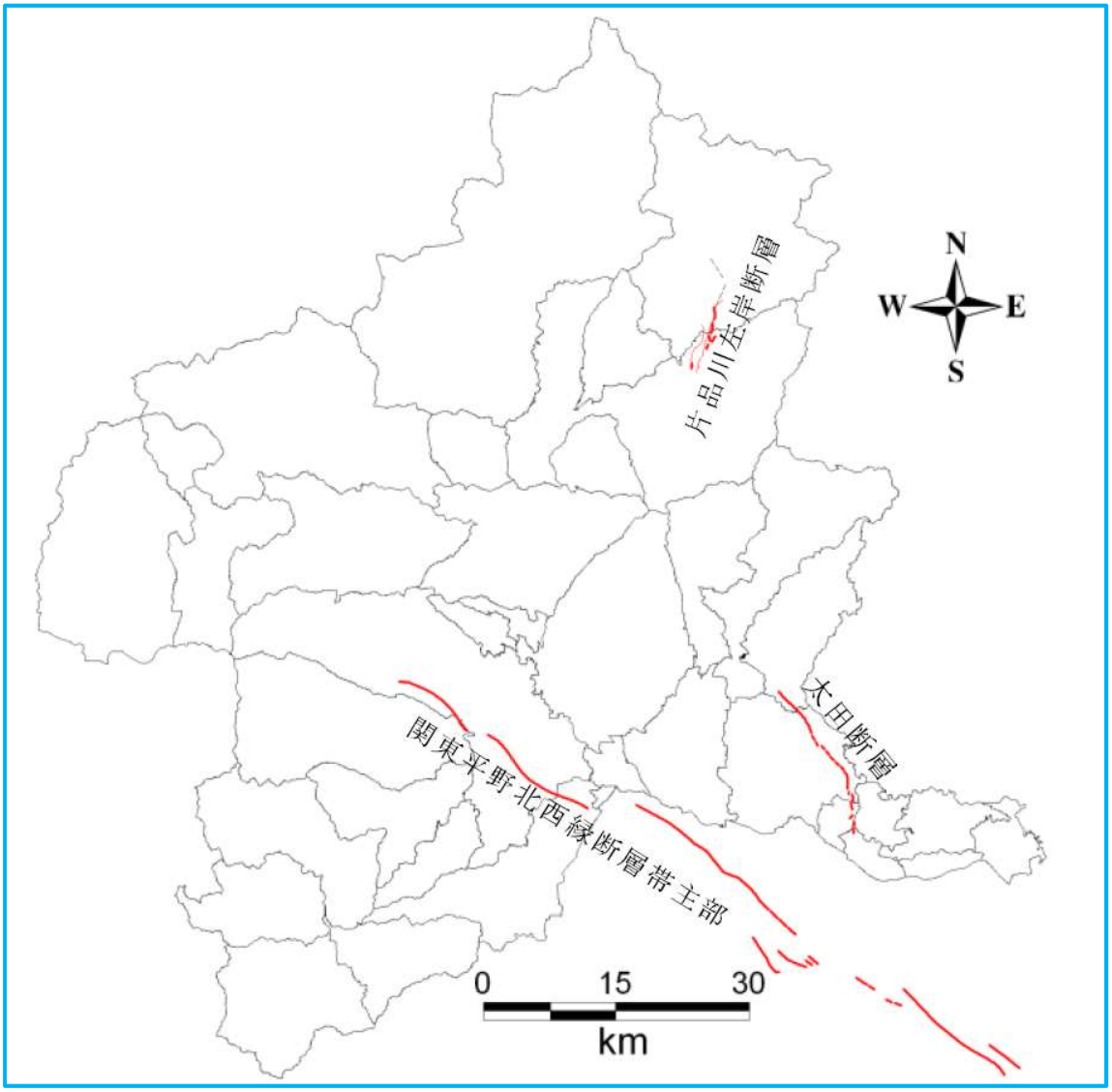

図４　県内の三つの想定断層（帯）の地表分布図
（出典：群馬県地震被害想定調査報告書）

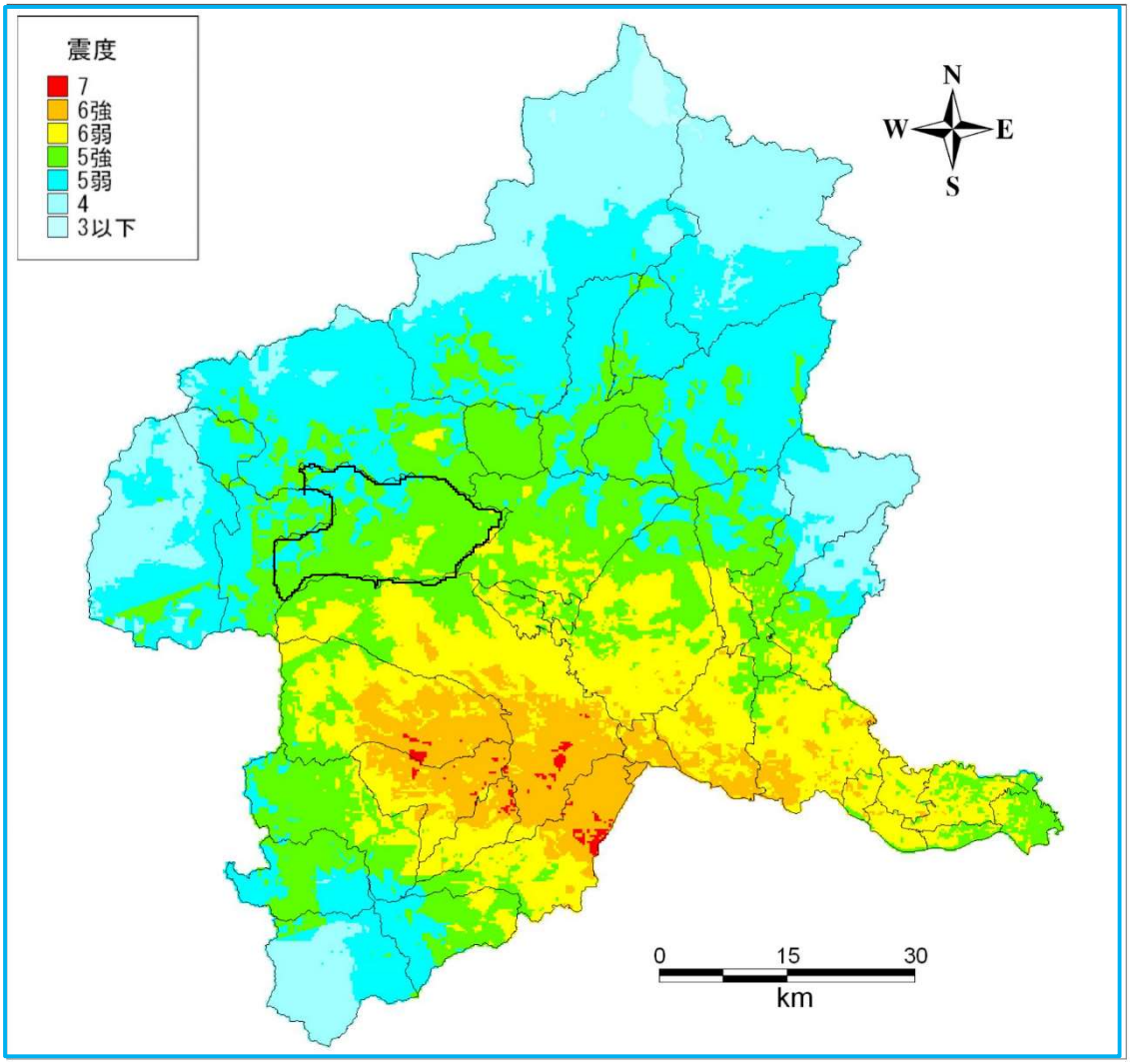

図５　関東平野北西縁断層帯主部による地震（Ｍ８．１）の場合の
地表震度分布図
（出典：群馬県地震被害想定調査報告書）

また、影響が懸念される関東エリアの主要活断層帯の概略位置図は、図６に示すとおりです。

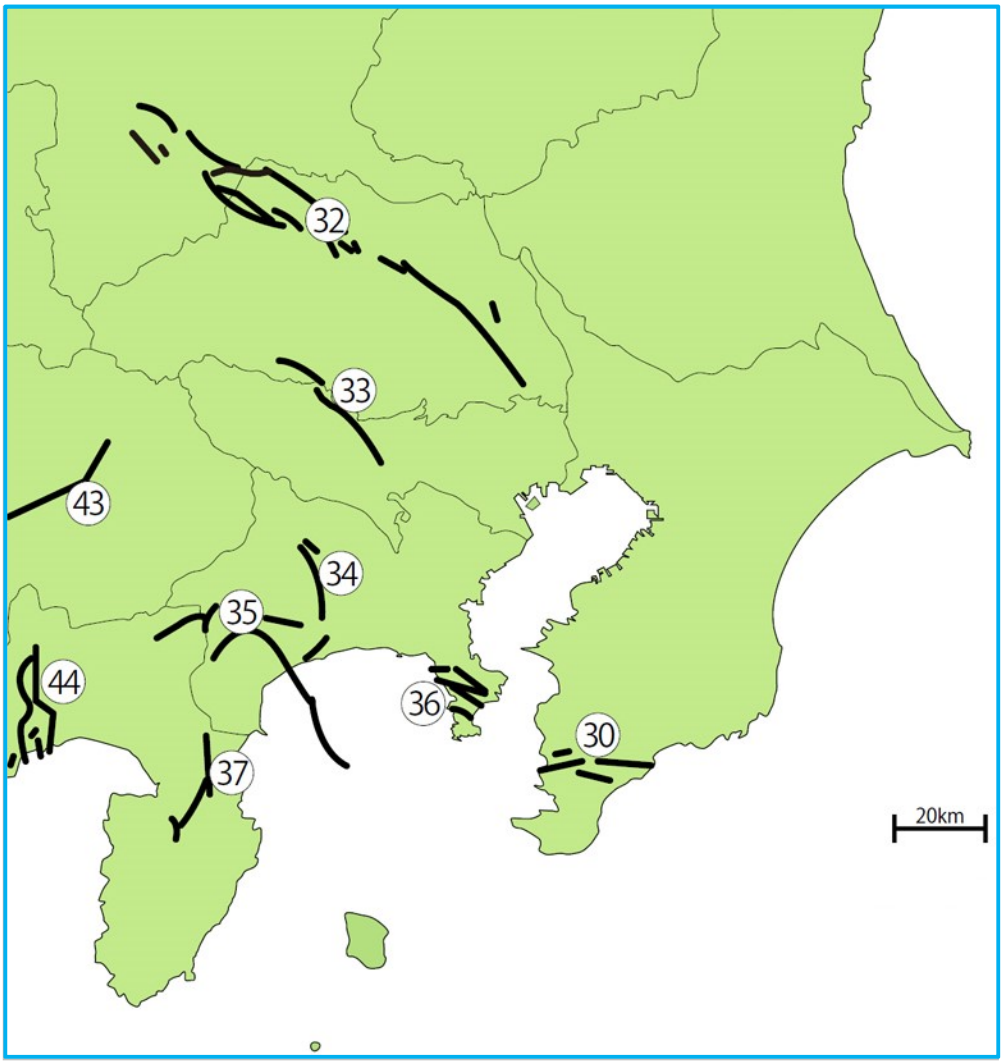

図６　関東エリアの主要活断層帯の概略位置図
（出典：政府地震調査推進本部主要活断層の概略位置図）

㉚：鴨川低地断層帯

㉜：深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯）

㉝：立川断層帯

㉞：伊勢原断層

㉟：塩沢断層帯・平山―松田断層帯・国府津―松田断層帯

㊱：三浦半島断層帯

㊲：北伊豆断層帯

㊸：曽根丘陵断層帯

㊹：富士川河口断層帯

2-3　本町の揺れやすさ

本町の揺れやすさは、図７に示すとおり、比較的揺れにくい想定となっていますが、役場本庁舎（ ● ）周辺は、揺れやすさ揺れにくさの中間となっています。

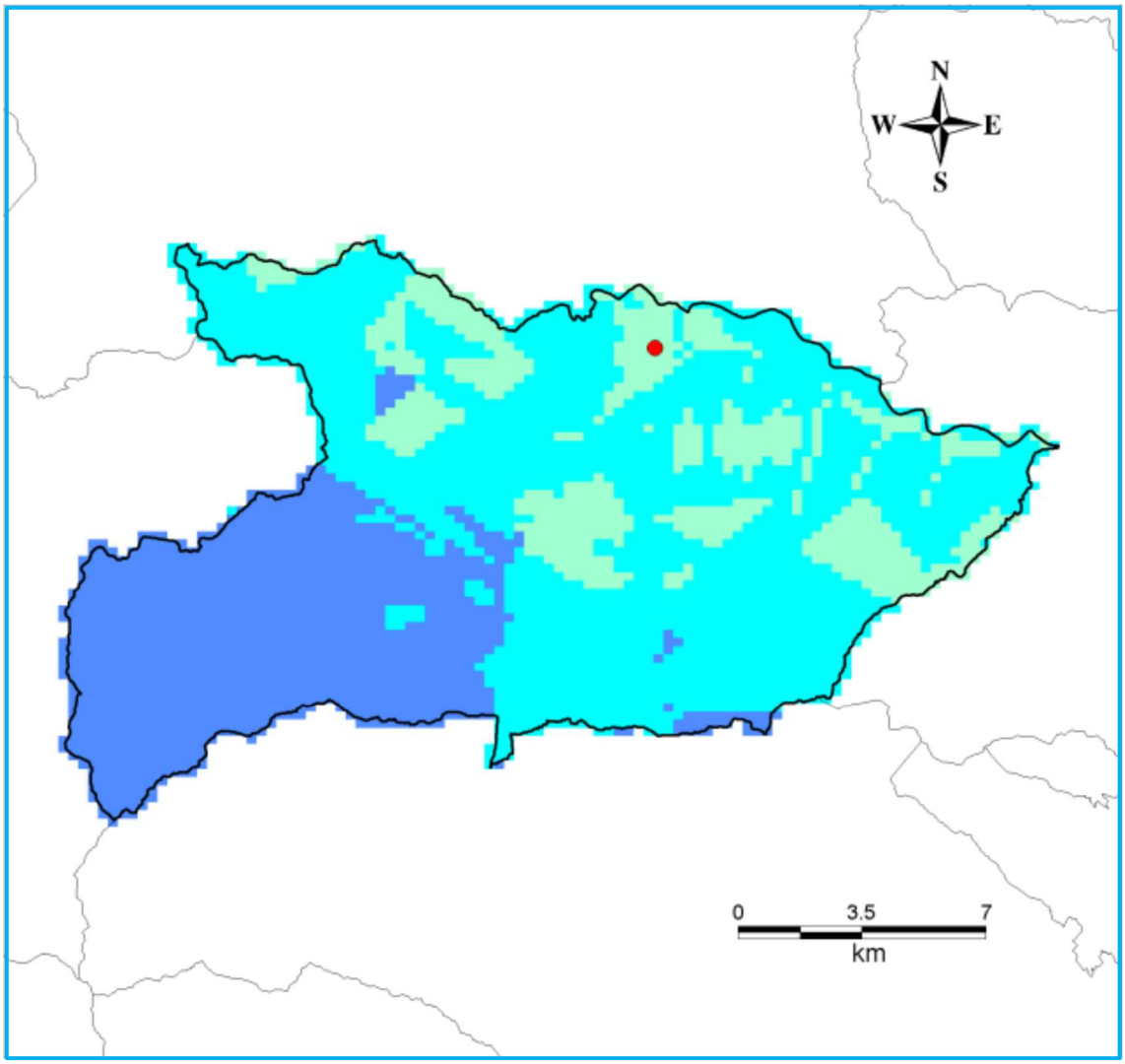

図７　揺れやすさの分布図
（出典：群馬県地震被害想定調査報告書）

2-4　想定される被害の状況

（１）　被害が想定される地震

県内で大きな被害を及ぼすと想定される三つの地震のうち、本町に最も大きな被害が予想される「関東平野北西縁断層帯主部による地震」を想定被害地震とします。

（２）　地震被害想定における条件設定

地震による被害は、季節・時刻の違いや気象条件等の違いによって大きく変わるため、群馬県地震被害想定調査報告書では、想定地震ごとに、表５に示すケースを想定して被害予測を行っています。

表５　季節と時刻及び風速の想定ケース一覧

No.	季節：時刻	想定ケースの説明	風速
1	冬　５時	・大多数の人が住宅で就寝中に被災して、住宅の倒壊や家具の転倒などによる死傷者数が最も多くなるケース。 ・屋外滞留者数は少なくなる。 ・１９９５年兵庫県南部地震と同じ発生時間帯。	９ｍ／秒
2	夏１２時	・大多数の人が通勤・通学先に移動している平日・日中の平均的なケース。 ・住宅内の滞留者数は１日の中で最も少なくなる。	７ｍ／秒
3	冬１８時	・火気の使用が一年中で最も多く、地震による出火数や火災の被害が最も多くなる平日のケース。 ・３つのケースの中では、帰宅・移動などで屋外滞留者数が最も多くなる。	９ｍ／秒

（出典：群馬県地震被害想定調査報告書）

（３） 想定される地震による被害

想定される地震による、被害のうち、揺れによる建物被害予測結果一覧を表６に示します。

表６　揺れによる建物被害予測結果一覧

全建物					木造建物					非木造建物				
棟数	全壊棟数	全壊率(%)	半壊棟数	半壊率(%)	棟数	全壊棟数	全壊率(%)	半壊棟数	半壊率(%)	棟数	全壊棟数	全壊率(%)	半壊棟数	半壊率(%)
9,951	3.1	0.03	96.8	0.97	8,449	3	0.04	94.1	1.11	1,502	0.1	0.01	2.7	0.18

（出典：群馬県地震被害想定調査報告書）

想定される地震による、被害のうち、建物被害による人的被害予測結果一覧を表７に示します。

表７　建物被害による人的被害予測結果一覧

時季	冬5時					夏12時					冬18時				
人口(人)	死者数(人)	死者率(%)	負傷者数(人)	内重傷者(人)	負傷者率(%)	死者数(人)	死者率(%)	負傷者数(人)	内重傷者(人)	負傷者率(%)	死者数(人)	死者率(%)	負傷者数(人)	内重傷者(人)	負傷者率(%)
15,622	0.2	0	7.3	0.1	0.05	0.1	0	4.1	0.1	0.03	0.1	0	4.9	0.1	0.03

（出典：群馬県地震被害想定調査報告書）

想定される地震による、被害のうち、屋内収容物の転倒・落下による人的被害予測結果一覧を表８に示します。

表８　屋内収容物の転倒・落下による人的被害予測一覧

時季	冬5時					夏12時					冬18時				
人口(人)	死者数(人)	死者率(%)	負傷者数(人)	内重傷者(人)	負傷者率(%)	死者数(人)	死者率(%)	負傷者数(人)	内重傷者(人)	負傷者率(%)	死者数(人)	死者率(%)	負傷者数(人)	内重傷者(人)	負傷者率(%)
15,622	0	0	3.7	0.1	0.0002	0	0	3.3	0.1	0.0002	0	0	3.1	0.1	0.0002

（出典：群馬県地震被害想定調査報告書）

想定される地震による、被害のうち、ブロック塀倒壊による人的被害予測結果一覧を表９に示します。

表９　ブロック塀倒壊による人的被害予測一覧

時季	冬5時					夏12時					冬18時				
人口(人)	死者数（人）	死者率（%）	負傷者数(人)		負傷者率（%）	死者数（人）	死者率（%）	負傷者数(人)		負傷者率（%）	死者数（人）	死者率（%）	負傷者数(人)		負傷者率（%）
				内重傷者(人)					内重傷者(人)					内重傷者(人)	
15,622	0	0	0	0	0	0	0	0.2	0.1	0.00001	0	0	0.3	0.1	0.00001

（出典：群馬県地震被害想定調査報告書）

想定される地震による、被害のうち、土砂災害による人的被害予測結果一覧を表１０に示します。

表１０　土砂災害による人的被害予測一覧

時季	冬5時					夏12時					冬18時				
人口(人)	死者数（人）	死者率（%）	負傷者数(人)		負傷者率（%）	死者数（人）	死者率（%）	負傷者数(人)		負傷者率（%）	死者数（人）	死者率（%）	負傷者数(人)		負傷者率（%）
				内重傷者(人)					内重傷者(人)					内重傷者(人)	
15,622	4.1	0.0003	5.1	2.5	0.0003	1.5	0	1.9	0.9	0.0001	2.2	0.0001	2.8	1.4	0.0002

（出典：群馬県地震被害想定調査報告書）

第３章　住宅・建築物の耐震化の目標

第３章　住宅・建築物の耐震化の目標

３-１　既存建築物の耐震化の現状

（１）　戸建て木造住宅（以下「住宅」という）の現状

①　地区別建築年次別木造住宅棟数

本町における木造住宅の棟数は、令和４年１月現在で、表１１に示すとおり、７，８０４棟です。

表１１　地区別建築年次別木造住宅棟数

	新耐震（昭和56年6月1日以降）			旧耐震（昭和56年5月31日以前）			全体		
	戸建て住宅棟数			戸建て住宅棟数			戸建て住宅棟数		
地区名	平成２８	令和４	増減	平成２８	令和４	増減	平成２８	令和４	新耐震/全体
五町田	57	56	-1	91	86	-5	148	142	39.4
箱　島	126	129	3	129	117	-12	255	246	52.4
岡　崎	134	132	-2	108	98	-10	242	230	57.4
新　巻	95	102	7	95	93	-2	190	195	52.3
奥　田	43	43	0	38	38	0	81	81	53.1
岩　井	261	267	6	156	155	-1	417	422	63.3
植　栗	287	294	7	199	193	-6	486	487	60.4
小　泉	73	80	7	107	101	-6	180	181	44.2
泉　沢	63	68	5	82	82	0	145	150	45.3
原　町	733	769	36	756	610	-146	1,489	1,379	55.8
川　戸	315	312	-3	265	256	-9	580	568	54.9
金　井	58	59	1	38	37	-1	96	96	61.5
郷　原	74	77	3	104	104	0	178	181	42.5
矢　倉	86	93	7	99	88	-11	185	181	51.4
岩　下	155	174	19	195	185	-10	350	359	48.5
松　谷	85	88	3	136	119	-17	221	207	42.5
三　島	186	197	11	342	332	-10	528	529	37.2
厚　田	69	72	3	149	145	-4	218	217	33.2
大　戸	292	275	-17	343	331	-12	635	606	45.4
萩　生	216	213	-3	235	228	-7	451	441	48.3
本　宿	110	118	8	228	226	-2	338	344	34.3
須賀尾	97	107	10	177	177	0	274	284	37.7
大柏木	92	93	1	187	185	-2	279	278	33.5
合計	3,707	3,818	111	4,259	3,986	-273	7,966	7,804	48.9

地区別の平成２８年から令和４年の間の木造住宅の増減をみると、昭和５６年５月３１日以前（旧耐震）建築の住宅については、原町地区が最も多く減少していて、１４６棟です。

続いて、松谷地区の１７棟、箱島地区と大戸地区の１２棟、矢倉地区の１１棟と続きます。

奥田地区、泉沢地区、郷原地区及び須賀尾地区は、増減なしでした。

同様に、昭和５６年６月１日以降（新耐震）建築の住宅については、原町地区が最も多く増加していて、３６棟です。

続いて、岩下地区の１９棟、三島地区の１１棟、須賀尾地区の１０棟と続きます。

奥田地区は、増減なしでした。

また、減少については、大戸地区の１７棟、川戸地区及び萩生地区の３棟、岡崎地区の２棟、五町田地区の１棟です。

地区別の木造住宅における新耐震建築の割合は、図８のとおりです。

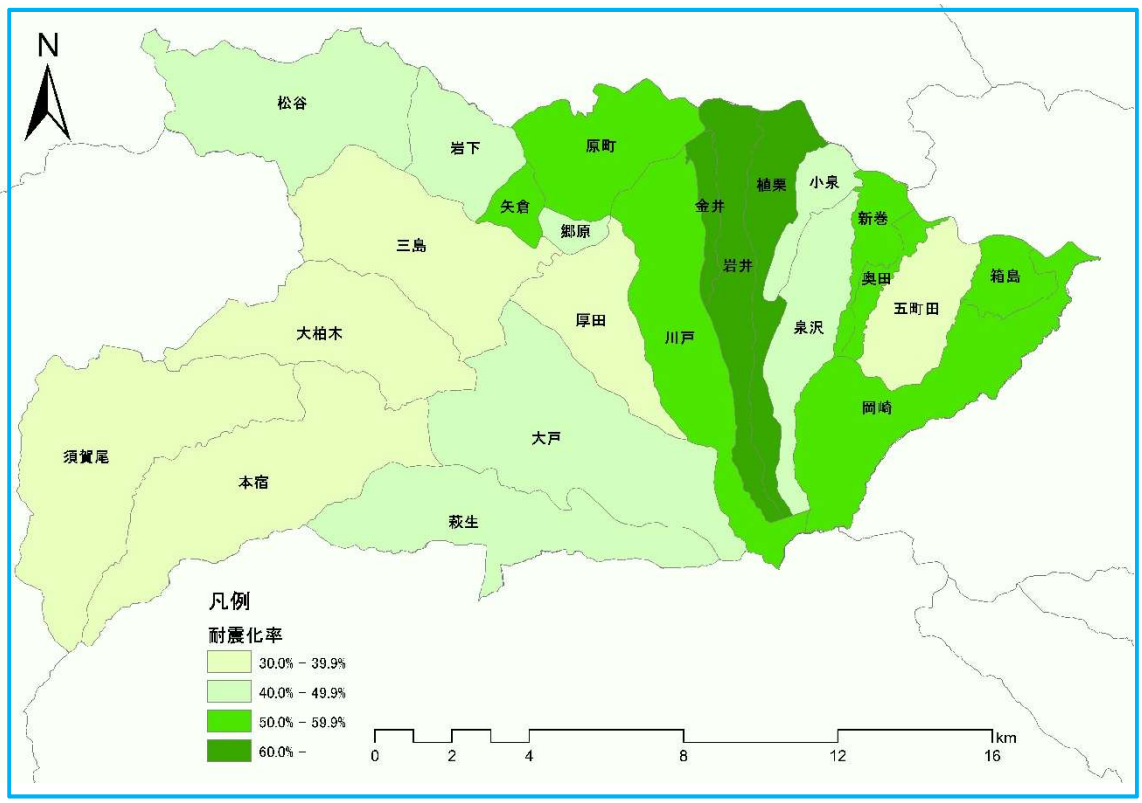

図８　地区別の木造住宅における新耐震建築の割合
（基本データ：国土地理院・基盤地図情報）

② 住宅の耐震化率の推計

本町における耐震性能について、不安がある旧耐震の木造住宅棟数は、令和４年１月現在で３，９８６棟です。

この内「耐震性有り」と診断された割合（平成２０年度東吾妻町耐震改修促進計画では、木造住宅は全国値の１２％を採用）及び東吾妻町耐震改修促進に係わる町民アンケートの結果※7による耐震改修を実施した割合１％を加味すると、耐震性能に不安がある棟数は減少します。

結果として、本町における「耐震性有り」が、約４，３３７棟、「耐震性無し」が約３，４６７棟です。

令和４年１月現在の木造住宅の耐震化率の推計は表１２及び図９のとおりです。

なお、共同住宅の耐震化率は、９４％です。

表１２　住宅の耐震化率の推計

項　　目	平成２１年１月（当初）	平成２９年１月（改定）	令和４年１月（現況）
耐震化率	４８．８％	５３．４％	５５．５％
住宅棟数	８，２１０棟	７，９６６棟	７，８０４棟
耐震性有	３，９７４棟	４，２６０棟	４，３３７棟
耐震性無	４，２３６棟	３，７０６棟	３，４６７棟

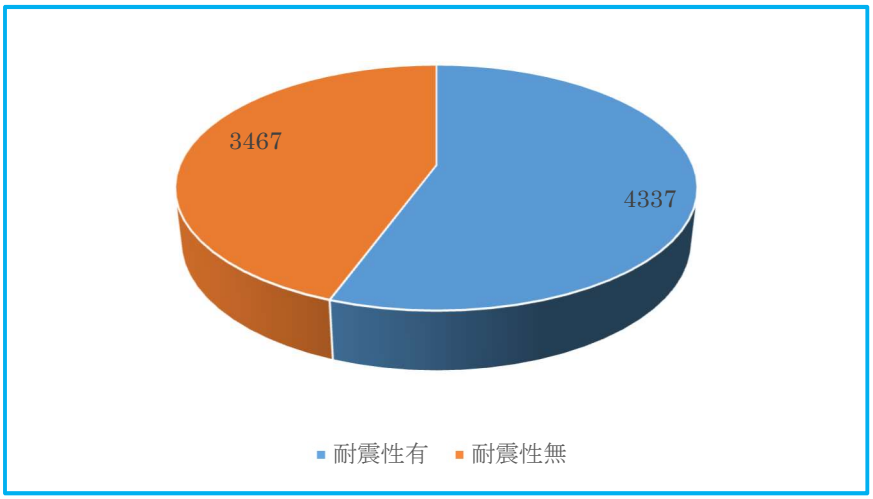

図９　木造住宅の耐震化率（現況）

※７：町民アンケートは平成２８年８月に１，０００人を無作為抽出で実施したもの

（２） 特定建築物の現状

本町における特定建築物は、令和４年１月現在次のとおりです。

① 特定建築物の棟数

本町における特定建築物は、民間建築物３７棟及び公共建築物１５棟の計５２棟です。

② 特定建築物の耐震化率の推計

本町における特定建築物の耐震性能について、不安がある「昭和５６年以前」の特定建築物の棟数は、１５棟で、耐震化率は、７１．２％です。

特定建築物：次に示す一定規模以上の建築物
- 多数の者が利用する建築物
- 被災することにより、甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物
- 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

（３） 公共建築物の現状

① 公共建築物の施設数

本町における公共建築物の施設数は、１５９施設で、総延床面積は、約９６，０００㎡となっています。

② 公共建築物の耐震化率の推計

本町における公共建築物の耐震性能について、不安がある「昭和５６年以前」の公共建築物の延床面積は、約２２，３００㎡であり、全体の約２３．２％を占めています。

その内２施設２，３３２㎡は、耐震改修を行っているとともに、２施設３，８０７㎡は、耐震診断の結果、耐震性能有りであったので、耐震化率は、約８３．２％です。

（４） 耐震化の傾向と耐震化促進に向けた課題の分析

本町においては、平成２９年３月に改定した『東吾妻町耐震改修計画』から５年間において、木造住宅の耐震化率は、約２．１％上がりましたが、耐震化はゆるやかな増加であり、進捗状況が遅いことが現状です。

このことは、住宅棟数と世帯数との関係で、空き家状態のものが見受けられる事象と関連付けられるので、空き家対策との連携が必要と考えます。

また、公共建築物の耐震化は、平成２９年３月に改定した『東吾妻町耐震改修計画』から５年間において耐震化率は、約９．７％上がりましたが、耐震化の促進に向けて一層の施策を講じる必要があります。

3-2　耐震化の目標設定

（１）　国・県における耐震化の目標

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成１８年１月２５日国土交通省）では、南海トラフ地震防災対策基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和７年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としています。

群馬県においては、国の目標値及び減災効果等を踏まえて、令和７年度末までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を９５％にすることを目標としています。

（２）　住宅の耐震化の目標

国及び県の目標値、現状の耐震化率、自然更新等による耐震化率の見込み及び耐震性の確保による減災効果を踏まえ、住宅の耐震化率の目標を９５％（減災化した住戸を含む。）と設定します。

目標年度（令和８年度）の住宅棟数は、７，６４２棟と推定されるので、目標の達成に向けては、自然更新等（新耐震増と旧耐震減を考慮）による耐震化に加えて、的確な施策の推進により令和８年度までの５年間に約２，５４０棟の耐震化及び減災化を図る必要があります。

表１３に住宅の耐震化の目標を示します。

表１３　住宅の耐震化の目標

前回改定時 耐震化率	現状 耐震化率	自然更新等 による 耐震化率見込	目標耐震化率	目標の達成に 向けて （５年間）
５３．４％ （４，２６０）	５５．５％ （４，３３７）	６１．８％ （４，７２１）	９５％ （７，２６０）	約２，５４０棟 耐震化及び 減災化が必要

（　　）内は、耐震性のある住宅棟数（棟）

（３）　特定建築物の耐震化の目標

現状の耐震化率や自然更新等による耐震化率の見込み等を踏まえ、特定建築物５２棟の耐震化の目標を９５％と設定します。

目標の達成に向けては、自然更新等による耐震化に加えて、的確な施策の推進により令和８年度までの５年間に１１棟の耐震化及び減災化を図る必要があります。

表１４に特定建築物の耐震化の目標を示します。

表１４　特定建築物の耐震化の目標

前回改定時 耐震化率	**現状 耐震化率**	**自然更新等 による 耐震化率見込**	**目標耐震化率**	**目標の達成に 向けて （５年間）**
６９．２％ （３６）	７１．２％ （３７）	７３．１％ （３８）	９５％ （４９）	１１棟の 耐震化及び 減災化が必要

（　　）内は、耐震性のある特定建築物棟数（棟）

（４） 公共建築物の耐震化の目標

現状の耐震化率や自然更新等による耐震化率の見込み等を踏まえ、公共建築物の耐震化の目標を９５％と設定します。

表１５に公共建築物の耐震化の目標を示します

表１５　公共建築物の耐震化の目標

前回改定時 耐震化率	現状 耐震化率	自然更新等 による 耐震化率見込	目標耐震化率	目標の達成に 向けて （５年間）
７３．５％ （６８，５８８）	８３．２％ （７９，８３９）	８８．２％ （８４，６７２）	９５％ （９１，２００）	６，５２８㎡の 耐震化及び 減災化が必要

（　　）内は、耐震性のある公共建築物延床面積(㎡)

（５） 既存施策の検証と新たな施策の検討

① 既存施策の検証

本町においては、平成２６年度から、旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震化の促進と災害に強いまちづくりを推進するために、希望者に対して、木造住宅耐震診断者を派遣し、無料で耐震診断を行っている「木造住宅耐震診断者派遣事業」を行っていますが、うまく活用されていません。

また、平成２９年度からは、耐震診断に基づき耐震改修を行う者に対して「木造住宅耐震改修補助事業」を設け、ハード及びソフト両面で、耐震化の促進を図っていますが、十分とはいえません。

② 新たな施策の検討

既存建物の調査については、希望者に対して耐震診断を実施してきましたが、十分な対応とは言えません。

旧耐震以前の建物で、耐震診断未実施の住宅に対して、耐震診断調査を行うなど、重厚な対策を行うことを検討するとともに、耐震改修補助事業の拡大を検討します。

第４章　耐震化を促進するための総合的な取り組み

第４章　耐震化を促進するための総合的な取り組み

４-１　住宅・建築物の耐震化への基本的な取組方針

本町における住宅の耐震化を促進するには、地震国であるがゆえ必要不可欠であり、官民を挙げて取り組むべき課題です。

町が、様々な形で助成や制度整備を行うことは、重要なことと考えます。

住宅という個人資産に対して、助成等という形で税金を投入することに賛否はありますが、町全体の防災力を向上させ、将来予想される、首都直下地震や南海トラフ巨大地震といった大規模な地震への備えを進めることは、社会コストとして町民全体で負担する時代にきています。

一方で、「自分の生命・財産は自分で守る」という意識を町民が持つことも大切です。

町民が行政に対して、過度な期待をかけられても現在の町の財政状況から考えると、行政がその期待に応えきれないことも起こり得ます。

町民自らが問題意識を持ち、「公助」に頼りきるのではなく「自助」を進めることも町の防災力の向上のために必要です。

４-２　耐震化を図るための支援策の概要

（１）　木造住宅の耐震診断

本町における木造住宅に対する耐震診断に関する支援策は、表１６のとおりです。（令和３年度現在）

表１６　木造住宅に対する耐震診断に関する支援策

事業名	対象となる住宅条件	費用
東吾妻町木造住宅耐震診断者派遣者事業	・町内に在する木造住宅 ・昭和５６年５月３１日以前に着工されたもの ・一戸建ての住宅又は併用住宅（住宅部分の面積が２分の１以上のもの） ・平屋建てまたは２階建てのもの ・在来軸組工法※８によって建築されたもの	耐震診断費：個人負担なし 耐震診断者の交通費：実費負担 図面作成費：町が負担 （平面図等の図面作成が必要となったとき）

※８：在来軸組工法は、土台・梁・柱を軸として家を組み立てる日本の伝統的な建築方法です。

（２） 木造住宅の耐震改修

本町における木造住宅に対する耐震改修に関する支援策は、表１７のとおりです。（令和３年度現在）

表１７　木造住宅に対する耐震改修に関する支援策

事業名	対象となる住宅条件	費用
東吾妻町木造住宅耐震改修補助事業	・昭和５６年５月３１日以前に建築された木造の戸建て住宅及び兼用住宅 ・兼用住宅である場合、居住部分の面積が延べ面積の２分の１以上である住宅 ・階数が２階建て以下の住宅 ・在来軸組工法によって建てられた住宅 ・耐震診断の結果、最小の上部構造評点が１．０未満の木造住宅を東吾妻町内に所有し、当該住宅に居住している者 ・町で賦課している税の滞納をしていない者及び世帯	・耐震補強工事費に要する費用の２分の１以内とし、１００万円を限度とする （ただし、補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする）

（３） 住宅新築改修等補助金交付制度

本町においては、町民の住環境向上を図るとともに、町内建築関連業の振興を図るため、住宅新築改修等補助金交付制度を表１８のとおり設けています。（令和３年度現在）

表１８　住宅新築改修等補助金交付制度

事業名	補助対象工事	補助金の交付内容
住宅新築改修等補助金交付制度	対象者が自ら居住をするための主たる住宅の新築・改修・修繕・補修・増築を町内事業者へ発注した工事で、その工事費用が２０万円以上であること。	補助金の交付額は、補助対象事業費の１０％以内で、３０万円を限度とします。

（４） 空家除去費補助金交付制度

本町においては、町内の景観を保全し、町民の安全・安心な暮らしを確保するため、空家の除却を行う者に、その除却に要する費用の一部を補助するため、空家除却費補助金交付制度を表１９のとおり設けています。（令和３年度現在）

表１９　空家除却費補助金交付制度

事業名	補助対象工事	補助金の交付内容
空家除却費補助金交付制度	空家除去に係る以下の工事のうち必要な工事として町長が認めるもの。 ・主たる建築物のく体、屋根ふき材等、内外装材及び建築設備の解体撤去工事及び処分。 ・主たる建築物の基礎、くい、排水管、ます、電線管、給水管等の地下埋設物の解体撤去工事及び処分 ・車庫、カーポート、物置、土間コンクリート、塀、門扉、門柱、植栽、庭石等の主たる建築物に附属する工作物の解体撤去及び処分他。	補助金の交付額は、補助対象事業費に３分の１を乗じて得た額とし、５０万円を限度とします。

４-３　地震時の総合的な安全対策

（１）　天井等の非構造部材の脱落対策

大きな地震の度に繰り返されていますが、体育館、劇場等の大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が発生しました。

そのことから、天井の脱落対策に関する新たな基準が制定されました。

そこで、建築物の所有者等へ天井等の構造・施工状態の点検を促すとともに、適切な施工技術及び補強方法の普及徹底を図ります。

（２）　エレベーターの防災対策改修

大きな地震では、エレベ－ターが緊急停止し、人が閉じ込められたケースとともに、エレベーターの釣り合い錘の脱落やレールの変形などの被害を受けました。

そのことから、エレベーターの技術基準等について、建築基準法施行令及び告示が改正されています。

そこで、建築物の所有者等に地震時のリスクなどを周知し、安全性の確保を図るように啓発します。

また、建物所有者・保守会社等や広域消防との連携による救出・復旧体制の整備などを進めるとともに、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて、建物管理者や利用者に広く周知を図ります。

（３）　ブロック塀等の倒壊防止

地震の発生に伴い、ブロック塀や石積み擁壁等が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生します。

また、その影響で、道路が閉塞されたり、障害物となると避難活動や救援活動に支障をきたします。

ブロック塀等の倒壊の危険性を住民に周知するとともに、正しい施工技術及び補強方法の普及、啓発を図ります。

なお、ブロック塀等の点検チェックポイントを図１０に示します。

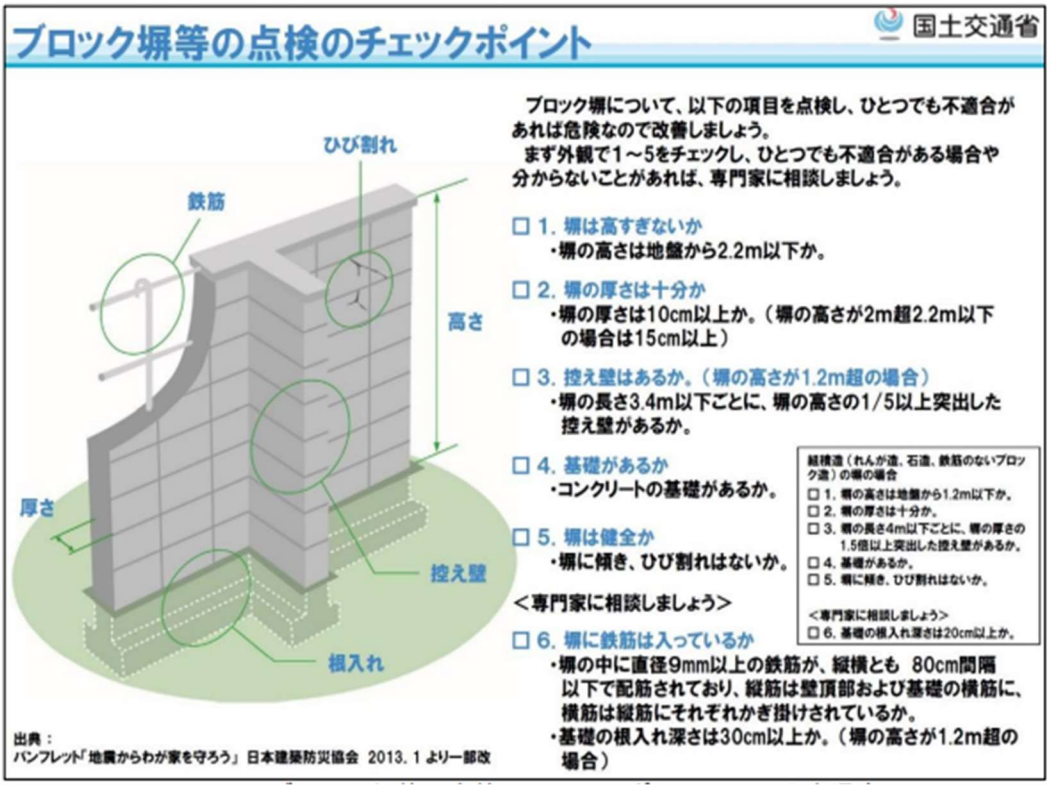

図１０　ブロック塀等の点検チェックポイント（出典：国土交通省）

（４）　外壁等の落下防止対策

大規模な地震の際には、建築物の倒壊だけでなく、窓ガラスや外壁、袖看板等、建築物の外装材の損壊・落下による被害も想定されます。

町では、ホームページや広報等により、建物の落下物等から歩行者を守るため、建物所有者に対して、道路に面した窓ガラスや外装材等の点検の大切さをお知らせします。

（５）　家具の転倒防止対策

家具が転倒することにより、負傷したり、避難や救助の妨げになることが考えられます。

室内での身近な地震対策として、家具の転倒防止に関するリーフレット等の配布で住民に周知するとともに、効果的な家具のより安全な固定方法の普及、啓発を図ります。

（６）　がけ・擁壁の安全対策

地震時に、がけ崩れや土砂流出の二次災害を防ぐため事前の備えを充実しておく必要があります。

町では、がけ・擁壁の点検を進めます。

４-４　空家対策の推進

本町の木造住宅棟数と世帯数を比較すると木造住宅棟数が、約７，８００棟あるのに対して、世帯数が約５，５４０であり、単純に推測すると空家率が、２８．９％となります。

このことは、県内の空家率１６．７％（平成３０年・総務省統計局「住宅土地統計調査）と比較すると高いものとなっているので、耐震化率が上がらない要因の一つと考えられます。

平成２７年２月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、管理不全が原因で周囲に著しい影響を及ぼしている特定空家※９等に対して、町が助言や指導、勧告、命令、代執行等の行政措置を行うことができるようになりました。

町では、この法律に基づき、管理不全な空家の解消や利活用の促進等の観点から、総合的な空家対策を推進することを検討し、建築物の耐震化を促進します。

促進の一助として、空家除却費補助金交付制度を平成３０年度に創設しました。

※９：特定空家とは、次のいずれかの状態と認められた空家をいう。（空家等対策の推進に関する特別措置法第２条第２項）

・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

・そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

４-５　優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

町内全ての建築物について、速やかな耐震化の必要がありますが、限られた時間と費用の中で建築物の倒壊等による地震被害の最小化を目指す必要があります。

このため、総合的な防災上の観点などから、用途、利用状況、耐震化の現状から、優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定は、次の既存不適格建築物とします。※１０

- 地震が発生した場合において
  - ① 災害応急対策の拠点となるもの
  - ② 避難所となるもの
  - ③ 医療活動の中心となるもの
  - ④ 防災上特に重要な建築物
- 昭和５６年５月３１日以前に工事着手し建築された住宅
- 耐震改修促進法に規定される特定建築物のうち、多数の者が利用する建築物

４-６　重点的に耐震化すべき区域の設定

地震発生時において、被害支援のために必要な道路の沿道と被害想定において甚大な被害が予想される区域について、次のとおり重点的に耐震化すべき区域と設定します。

- 緊急輸送道路の沿道
- 住宅が密集している地区

なお、緊急輸送道路は、群馬県地域防災計画指定の第一次緊急輸送道路が、国道１４５号。

第二次緊急輸送道路が、国道４０６号・主要地方道渋川東吾妻線・主要地方道中之条東吾妻線・一般道伊香保村上線。

第三次緊急輸送道路が、主要地方道高崎東吾妻線で、図１１のとおりです。

※１０：優先順は、「群馬県地域防災計画」で規定している防災拠点の種類別を基本とする。

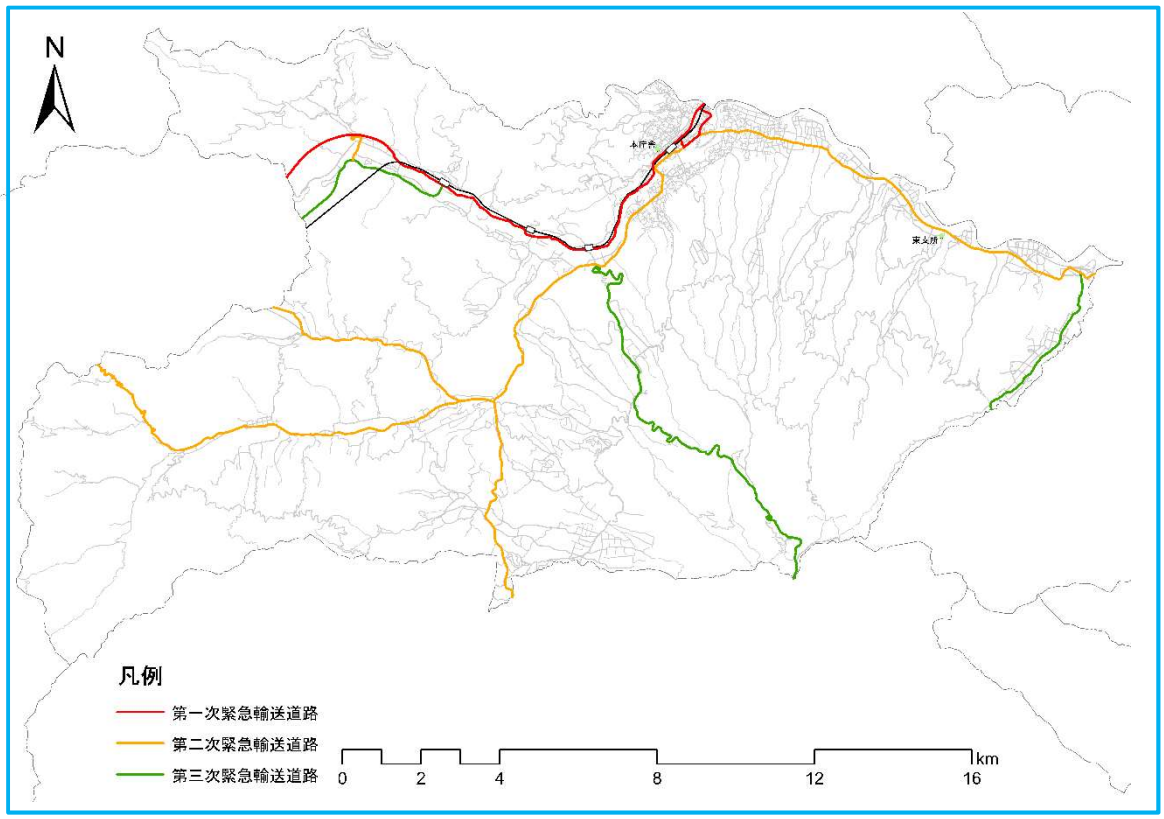

図１１　町内の緊急輸送道路
（基本データ：国土地理院・基盤地図情報）

４-７　地震発生時に通行を確保すべき道路の選定

地震発生時に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施に必要な道路として、図１１に示す群馬県地域防災計画指定緊急輸送道路、本町指定緊急輸送道路、通学路等避難所に通ずる道路、住宅が密集している地区の道路等があります。

これらの道路に接する敷地の建築物の倒壊によって道路機能が妨げられることがないよう建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に努めるものとします。

このうち、緊急輸送道路については、災害時の拠点施設を連絡するほか、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、県及び本町の地域防災計画においてこれらの路線を指定していますので、これらの道路を通行を確保すべき道路に選定します。

なお、耐震改修促進法第６条第３項第１号及び第２号に規定する事項については、今後検討を進めることとします。

４-８ 避難路沿道建築物の耐震化

耐震改修促進法第５条第３項第２号及び第３号の規定による、図１２に示す地震発生時に通行を確保すべき道路（以下「避難路」という。）沿道の建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路付近が１２ｍを超える場合は幅員の１／２、前面道路幅員が１２ｍ以下の場合は６ｍ）を加えたものを超える建築物を対象として、耐震化を促進する必要があります。

今後、本町が避難路として指定する道路について検討を進めます。

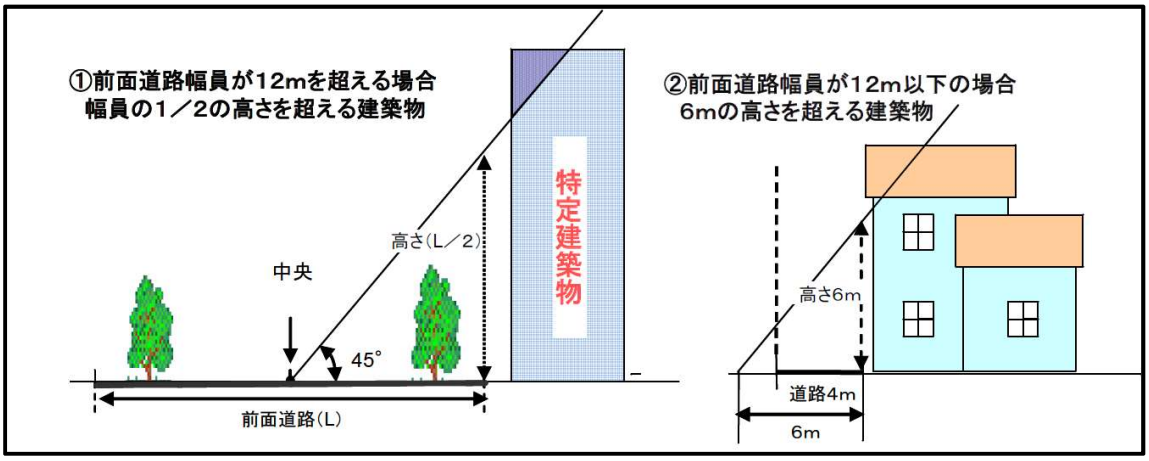

図１２
地震発生時に通行を確保すべき道路（建築物）
（出典：改正耐震改修促進法のポイント及び関連制度の概要・国土交通省編）

４-９ ブロック塀等、その他の安全確保対策に関する取り組み

平成３１年１月に施行された改正施行令により、耐震診断が義務付けられる通行障害建築物にブロック塀等が追加されました。

対象は、その前面道路に面する部分の長さが、２５ｍを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から、当該全面道路の境界線までの水平距離に当該全面道路の幅員の２分の１に相当する距離を加えた数値を２．５で除して得た数値を超えるブロック塀等であって、建物に附属するものとなっています。

本計画においては、ブロック塀等は、通行障害建築物とせず、所有者への普及啓発をはじめとした取り組みを行うことで、安全確保対策を進めることとします。

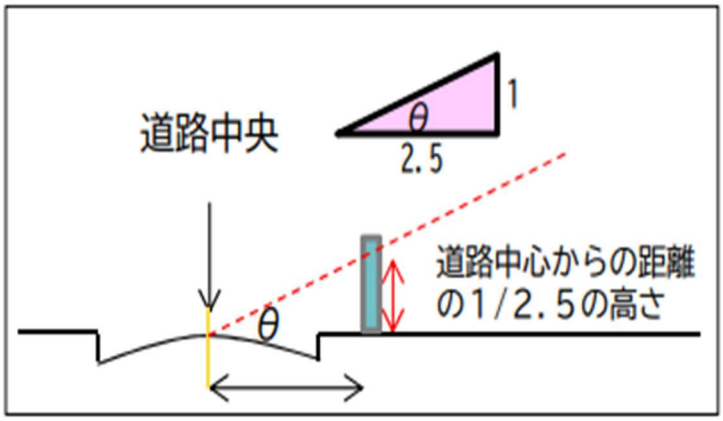

図１３　地震発生時に通行を確保すべき道路（組積造の塀）
（出典：建築物の耐震改修促進に関する法律の概要・国土交通省編）

４-10 緊急輸送道路沿道調査の実施

群馬県が指定している緊急輸送道路の沿道における建築物及び建築物に附属するブロック塀等の調査を実施しましたが、耐震改修促進法で規定する該当高さの建築物等は、表２０のとおりでありました。

大半が、適正と思われますが、今後、技術的な検討を行います。

表２０　規定該当高さの建築物及び附属するブロック塀等の数

種別	第一次	第二次	第三次	合計
建築物	9	１６	2	２７
ブロック塀等	1	2	0	3

第５章　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

第５章　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

５-１　相談体制の整備及び情報提供の充実

町では、建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るための相談窓口を設けることを検討します。

相談窓口では次のとおり情報提供を行う予定です。

- 耐震診断及び耐震改修の助成制度等の概要
- 自己による簡単な耐震診断方法
- 家具転倒防止等、室内での安全確保の方法
- その他の地震対策情報

５-２　リフォームに合わせた耐震改修の誘導

耐震改修は、建築物の構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多くリフォーム工事や増改築工事の機会に同時に耐震改修を実施することによりそれぞれの工事を別々に行うよりも効率的かつ経済的です。

特に、バリアフリーリフォームに関しては、高齢者の身近な相談相手であるとともに専門的な知識を有する介護ヘルパーの協力が得られるように、介護ヘルパーに対する耐震改修に関する知識の普及等を検討します。

なお、リフォームの予定がある場合には耐震改修をあわせて実施するようにリーフレット等の配布で情報提供し、住宅等の耐震化の促進を図ります。

５-３　自主防災組織等との連携・取組支援

建築物の耐震化を促進するためには、地域としての意識が高まることが重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の効果的な対応を行うためにも、平常時の自主防災活動も重要です。

そこで町では、自主防災組織の必要性や役割について啓発を行い、結成促進や育成に務めます。

５-４　その他建築物の耐震化に関し必要な事項

本計画を実施するにあたり、今後は群馬県建築物耐震化推進協議会において、群馬県及び県内市町村と連携を図りながら、情報共有を進め、耐震化を推進することとします。

また、本計画は、目標値の達成状況等について、社会情勢等を勘案し、定期的に検証及び見直します。

第６章　その他の促進に必要な事項

第６章　その他耐震化の促進に必要な事項

６-１　耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等

（１）　耐震改修促進法に基づく指導等

本町においては、町内の特定建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁である群馬県と連携して対応します。

なお所管行政庁が所有者に対して行うことは次のとおりです。

○　指導及び助言（耐震改修促進法第１５条第１項）

・　特定建築物の耐震改修について、必要な指導及び助言をすることができる。

○　指示（耐震改修促進法第１５条第２項）

・　一定規模以上の特定建築物について、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、必要な指示をすることができる。

○　公表（耐震改修促進法第１５条第３項）

・　上記の指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（２）　建築基準法に基づく指導等

上記の公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が耐震改修を行わない場合、特定行政庁は建築基準法第１０条第３項による除却、改築、修繕等を行うよう命令することができることから、特定行政庁である群馬県と町が連携して対応します。

（３）　耐震性に係る表示制度導入の検討

耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、基準適合認定建築物である旨の表示制度の導入について、検討します。

６-２　所管行政庁との連携に関する事項

建築基準法第１２条に基づき、特殊建築物の所有者は、調査資格者により建築物の調査を行わせ、その結果を定期的に特定行政庁に報告しなければならないとされています。

その際、調査者は当該建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況や外壁等の落下物の有無を調査し、報告することになっています。

その結果について、所管行政庁である群馬県と連携し、耐震診断や耐震改修を促進します。

６-３　庁内での推進体制の確立

耐震改修等を推進するためには、これまで公共施設の所管課ごとに所有する公共施設の維持管理や情報把握に努めていましたが、今後は、所管課同士の連携を取りながら、全庁一元的な組織体制を構築することとします。

６-４　関係団体との協働による推進体制の確立

耐震診断や耐震改修については、専門的な知見が必要です。

町では、現在耐震診断について、一般社団法人　群馬県建築士事務所協会と連携していますが、耐震に関して専門性を有する建築諸団体と協働して耐震改修を推進する体制を確立します。

なお、協働予定の建築諸団体は表２０のとおりです。

表２０　協働予定の建築諸団体

団体名	所在地
一般社団法人　群馬建築士会	前橋市元総社町２－５－３
一般社団法人　群馬県建築士事務所協会	前橋市元総社町２－２３－７
一般社団法人　群馬県木造住宅産業協会	前橋市紅雲町１－７－１２
一般社団法人　群馬県建築構造設計事務所協会	高崎市旭町４４－２
一般社団法人　日本建築学会関東支部群馬支所	前橋市上佐鳥町４６０－１ 前橋工科大学内
協同組合　群馬県木造住宅研究会	前橋市富田町８７３－１

東吾妻町耐震改修促進計画
令和４年３月　改定

東吾妻町役場
〒377-0892
群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町1046
電話番号：0279-68-2111
FAX番号：0279-68-4900